

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の2第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成20年2月29日

【事業年度】 第67期(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

【会社名】 テクニカル電子株式会社

【英訳名】 TECHNICAL ELECTRON Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 代表執行役員 早川 義彰

【本店の所在の場所】 東京都大田区大森西一丁目9番12号

【電話番号】 03(3762)5151(代表)

【事務連絡者氏名】 経理部長 八子 将

【最寄りの連絡場所】 東京都大田区大森西一丁目9番12号

【電話番号】 03(3762)5152

【事務連絡者氏名】 経理部長 八子 将

【縦覧に供する場所】 テクニカル電子株式会社福岡支社
(福岡市南区那の川一丁目14番1号)
株式会社ジャスダック証券取引所
(東京都中央区日本橋茅場町一丁目4番9号)

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月28日に提出いたしました第67期(自平成18年4月1日至平成19年3月31日)の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

3 【訂正箇所】

訂正箇所は____を付して表示しております。

第一部 【企業情報】

第4 【提出会社の状況】

6 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(訂正前)

(1) (省略)

(2) 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況

① 会社の経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

当社の取締役は4名で構成し、取締役会を毎月開催し、その他必要に応じ臨時の取締役会を開催しており、経営の基本方針や法令で定められた事項及び経営に関する重要事項を審議決定しております。役員ミーティングも頻繁に行い、取締役間での情報交換や執行監督を図っております。また、取締役、監査役、執行役員及び各部門長の出席による経営会議を月1回定期的に開催し、各部門の報告、問題等を討議しております。

なお、当社の取締役は10名以内とする旨及び、当社の取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款で定めております。

(以下省略)

(訂正後)

(1) (省略)

(2) 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況

① 会社の経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

当社の取締役は4名で構成し、取締役会を毎月開催し、その他必要に応じ臨時の取締役会を開催しており、経営の基本方針や法令で定められた事項及び経営に関する重要事項を審議決定しております。役員ミーティングも頻繁に行い、取締役間での情報交換や執行監督を図っております。また、取締役、監査役、執行役員及び各部門長の出席による経営会議を月1回定期的に開催し、各部門の報告、問題等を討議しております。

なお、当社の取締役は10名以内とする旨及び、当社の取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款で定めております。

また、その決議については、累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

(以下省略)

(3) 自己の株式の取得の決定機関

当社は、機動的な資本政策の遂行を可能にするために、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって同条第1項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

(4) 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(5) 取締役及び監査役の実任免除

当社は、職務を遂行するにあたり、期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。

また、社外監査役との間に、会社法第427条第1項の規定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(6) 剰余金の配当等の決定機関

当社は、剰余金の配当等について、株主への機動的な利益還元ができるよう、会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める旨を定款に定めております。